

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	丸亀市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/cl1000955/">http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/cl1000955/</a>

執行機関名 丸亀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号)別表第1 第2の項 丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第2条	丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに <u>健やかに</u> 育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。	第1条 この条例は、こども、心身障害者及びひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、こどもの <u>健やかな</u> 育成と心身障害者及びひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、もってその生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成17年条例第111号) 丸亀市市民福祉医療費助成条例施行規則(平成17年規則第57号)